

1 経営事項審査の概要	
1 位置付け	2
2 経営事項審査の構成及び総合評定値の通知	2
(1) 経営状況分析	2
(2) 経営規模等評価	2
(3) 総合評定値の通知	3
3 審査項目・配点、算出方法等	3
2 直近の審査基準改正の概要 (令和3年4月1日・令和2年4月1日・平成30年4月1日施行)	5
3 申請方法等	7
1 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求について	7
2 申請方法等について	7
(1) 往復はがきによる申込み	7
(2) 審査日時等の通知	8
(3) 下書き審査の実施から本申請まで	8
3 申請書類について	9
(1) 提出部数	9
(2) 提出書類	9
(3) 添付書類	11
(4) 提示書類	14
4 特殊な申請について	19
(1) 完成工事高の業種間振り替えについて	19
(2) 実績の承継について	20
(3) 会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実績の承継について	21
5 手数料について	21
(1) 手数料の額	21
(2) 納付方法	21
6 経営事項審査の結果の通知について	22
7 経営事項審査結果の公表について	22
8 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて	22
4 その他	
1 虚偽申請防止対策について	23
2 建設機械の保有状況の評価について	24
3 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例	25
4 防炎協定を締結する建設業者への加算措置に関するQA	25
5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について	27
6 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況に関する評価について	28
5 参考様式	
○様式第1号 工事種類別完成工事高付表	30
○様式第2号 経理処理の適正を確認した旨の書類	31
○様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	34
○様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿	35
○様式第5号 技能者名簿	36
□お問い合わせ先・申請窓口	37
□経営状況分析機関一覧	38

経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領

令和3年4月
愛媛県

1 経営事項審査の概要

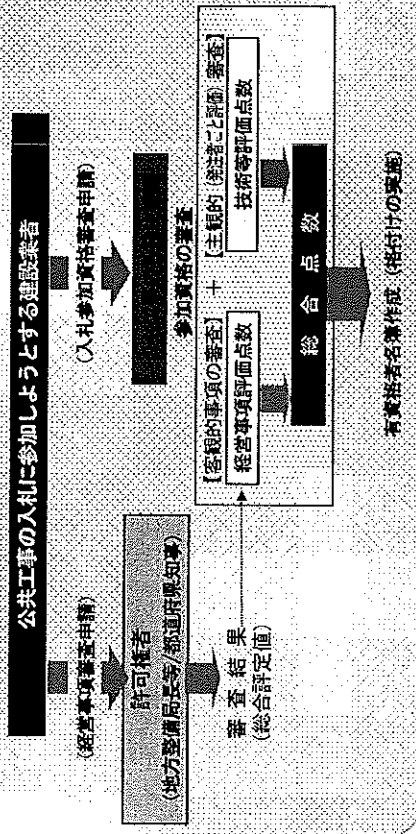
1 位置付け

公共性のある施設または工作物に関する建設工事を、国、地方公共団体などの発注者※から直接請け負おうとする建設業者（建設業法（以下、「法」という。）第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならないこととなっています（法第27条の23）。

経営事項審査の審査結果（総合評価値）は、各発注機関における入札参加資格審査の際に、客観的事項の審査点数として活用されます。この客観的事項による点数と、各発注機関による独自の評価点数を足し合わせて総合評価値を算出し、いわゆる「格付け」が実施される場合があります。なお、この総合評価値は発注機関によって異なります。

※発注者が国や地方公共団体のほか、主なものは、国立大学法人、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、日本下水道事業団、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本たばこ産業株式会社、四国旅客鉄道株式会社等の場合も、経営事項審査を受けなければ、元請として建設工事を請け負うことができず。

経営事項審査と公共工事の入札参加資格審査の関係



2 経営事項審査の構成及び総合評価値の通知

- (1) 経営状況分析
経営に関する客観的事項のうち、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受け
た者（登録経営状況分析機関：38ページ参照）が行っています（法第27条の24）。
- (2) 経営規模等評価
経営に関する客観的事項のうち、経営規模、技術的能力その他の経営状況分析以外の事
項の評価（経営規模等評価）については、国土交通大臣または都道府県知事が行います（法
第27条の26）。

(3) 総合評価値の通知

国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者から請求があったときは、総合評価値（経
営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて算出した客観
的事項の全体についての総合的な評価の結果に係る数値）を通知します（法第27条の29）。

3 審査項目・配点・算出方法等

以下の表に示すとおりです。

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウェイト
①経営規模 【業種別に審査】	○年間平均完成工事高 (直前2年または3年のいずれかを選択)	X1の点数 (最高) 2,309 (最低) 397	0.25
	○自己資本額 ○私取前税引前償却前利益	X2の点数 (最高) 2,280 (最低) 454	
②経営状況 【業種全体で審査】	○純支払利息比率 ○負債回転期間 ○売上高経常利益率 ○総資本売上総利益率 ○自己資本対固定資産比率 ○自己資本比率 ○営業キャッシュ・フロー ○利益剰余金	Yの点数 (最高) 1,695 (最低) 0	0.20
	○技術職員数(業種別に点数化) ・1級監理技師等…6点 ・1級国家資格者…5点 ・監理技術者補佐…4点 ・基礎技能者・レベル4技能者…3点 ・2級監理資格者・1級技能士・レベル3 技能者…2点 ・その他の技術者…1点 ○年間平均元請完成工事高	Zの点数 (最高) 2,441 (最低) 456	
④その他の審査項目 (社会性等) 【業種全体で審査】	○労働福祉の状況 ○建設業の営業継続の状況(営業年数) ○防災活動への貢献の状況 ○法令遵守の状況 ○建設業の経営の状況 ○研究開発の状況 ○建設機械の保有状況 ○国際標準化機構が定めた規格(ISO)による登録の状況 ○若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	Wの点数 (最高) 1,966 (最低) -1,995	0.15

※項目区分ごとの評価については、計算上の最高点・最低点である。

※経営状況(Y点)の評価の詳細については、次ページのとおり。

総合評価値の算出方法（建設業法施行規則第21条の3）

$$\text{総合評価値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

→ 総合評価値 (P) の点数 (最高) 2,143 (最低) -18

○経営状況の評点

Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を「経営状況の評点(Y)」の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 (内容)の算式	算出式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X ₁	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息-受取利息当金) / 売上高 × 100	5.1 %	-0.3 %
	X ₂	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債+固定負債) / (売上高 ÷ 12)	18.0 カ月	0.9 カ月
収益率 ・効率性	X ₃	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益 / 総資本 (2期平均) ※ × 100	63.6 %	6.5 %
	X ₄	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益 / 売上高 × 100	5.1 %	-8.5 %
財務 健全性	X ₅	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本 / 固定資産 × 100	350.0 %	-76.5 %
	X ₆	自己資本比率 (14.6%)	自己資本 / 総資本 × 100	68.5 %	-68.6 %
絶対的 力量	X ₇	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー / 100,000 千円 ※(2年平均)	15.0 億円	-10.0 億円
	X ₈	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金 / 100,000 千円	100.0 億円	-3.0 億円

(注)

- ・ X₁、X₂については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
- ・ X₃については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・ X₄については、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・ X₇については、営業キャッシュ・フローの額を100,000千円で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー = 経常利益 + 減価償却費額 - 法人税、住民税及び事業税 + 引当金(貸倒引当金)増減額 + 売却債権(受取手形 + 完成工事未収入金)増減額 + 仕入債務(支払手形 + 工事未払金)増減額 + 棚卸資産(未成工事支出金 + 材料貯蔵品)増減額 + 受入金(未成工事受入金)増減額

・ X₈については、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。

・ X₁～X₈の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{● 経営状況点数(A)} = -0.4605 \times X_1 - 0.0508 \times X_2 + 0.0264 \times X_3 + 0.0277 \times X_4 + 0.0011 \times X_5 + 0.0089 \times X_6 + 0.0818 \times X_7 + 0.0172 \times X_8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{● 経営状況の評点(Y)} = 157.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点: 1595点, 最低点: 0点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

2 直近の審査基準改正の概要

経営事項審査の項目及び基準について、中央建設業審議会での審議を経て、所要の改正が行われました。

●審査基準の改正内容(令和3年4月1日施行)

- ①技術職員数(Z₁)に係る改正
監理技術者を補佐する資格を有する者(「1級技士補」:建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者)について、4点の評点を付与する。
- ②労働福祉の状況(W₁₀)に係る改正
法定外労働災害補償制度について、『中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者』との間の契約についても評価対象とする。
- ③建設業の経理の状況(W₅)に係る改正
公認会計士等の数の算出にあたって算入できる者を次のとおり改正する。
・公認会計士等の数 = (イの人数 × 1.0) + (ロの人数 × 0.4)

	公認会計士であつて、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
イ	税理士であつて、所属税理士会が認定する研修を受講した者
	1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
	1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
ロ	2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
	2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者

○平成29年3月31日以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者は、令和5年3月31日までの間に限り、公認会計士等の数に算入できる。

○経理処理の適正を確保できる者の要件についても、上記イに掲げる者となる。

④知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W₁₀)の新設

建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を次のとおり評価する。

- ・ 「技術者に関する評価1」については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前「1年間に取得したCPD単位の平均値」により評価する。
- ・ 「技能者に関する評価」については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受け入れた評価が審査基準日以前「3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合」により評価する。

○評点については、以下の算式により算出される数値をもつて審査する。

$$\left[\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{CPD単取得得数} \right] + \left[\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \text{技能レベル向上者数} \right]$$

区分	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
区間	100	90未満	80未満	70未満	60未満	50未満	40未満	30未満	20未満	10未満	0
評点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

①審査基準の改正内容（令和2年4月1日施行）

技術職員の技術職区分・資格の追加

- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル4』と判定された者について、『登録基幹技能者』同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。
- ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により『レベル3』と判定された者について、『技能士1級』同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

②審査基準の改正内容（平成30年4月1日施行）

①W点のボトムスの撤廃（社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化）

「社会性等（W点）」の合計値がマイナスとなった場合は0点として扱う評価方法を見直し、W点のマイナス値（ボトムスの撤廃）を認め、マイナス値をそのままの値で評価。

※W点の最低点を「0点」から「マイナス1,995点」へ。

②防災活動への貢献の状況への加算幅の拡大

審査基準日において国の機関や地方公共団体と防災協定を締結している場合、「防災活動への貢献の状況（W3）」による評価点数を現行の「15点」から「20点」へ。

③建設機械の保有状況の加算方法の見直し

○現行の「建設機械1台につき1点加算（W7）最大15点」とする加算テーブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価。

【新加算テーブル】

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

※1台目の保有を5点とする。（最大15点の上限は変更しない）

- 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象に。土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち下記を満たすもの
 - ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載していること
 - ・表示番号の指定を受けているもの

3 申請方法等

以下に記載する申請方法は、本県知事許可業者を対象とするものです。大臣許可業者については、四国地方整備局へ直接御確認ください。

（注）経由事務の廃止に伴い、大臣許可業者については令和2年4月1日から県機関を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送又は持参により申請書類等を提出することとなります。

（参考）四国地方整備局HP（建設部）

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/03-keiei/jikou/index.html#ken02

1 経営規模等評価の申請・総合評定値の請求について

経営規模等評価の申請・総合評定値の請求をしようとする者は、まずは県機関に決算変更届（建設業法第11条第2項）を提出した後、登録経営状況分析機関に経営状況分析申請を行ったうえで、2に定める方法により、申請（下書き審査）の申込みを行っていただき、指定された日時・場所に3に定める申請書類を持参して審査を受けてください。

2 申請方法について

本県においては、経営規模等評価申請・総合評定値の請求をしようとする方全てに對して、対面による下書き審査を行った後で、本申請（消書の提出）をお願いしております。

(1) 往復はがきによる申込み

往復はがきを使用して、以下のとおり明記し、下書き審査の申込みをしてください（7ページの記入例を参照）。

〔往信部の表面（送付先）〕

主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部または各土木事務所の所在地（31ページを参照）を記入すること。

〔往信部の裏面〕

- ① 標題（「経営規模等評価申請・総合評定値請求申込書」と記入すること。）
- ② 審査基準日（決算日）
- ③ 主たる営業所の所在地
- ④ 商号または名称
- ⑤ 代表者氏名
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 建設業許可番号

〔返信部の表面〕

申請者の宛先（郵便番号、住所、氏名等）を記入すること。

〔返信部の裏面〕

何も記載しないこと。（県で審査日時及び審査場所等を記載します）

(2) 審査日時等の通知

上記申込書の送付があった場合は、各地方局建設部または各土木事務所から、審査日時及び審査場所を指定して各申込者あて通知します。

なお、指定された日時で不都合がある場合は、返送元の各地方局建設部または各土木事務所に御相談ください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

(3) 下書き審査の実施から本申請まで

指定された日時・場所に3で掲げる書類（提出書類及び提示書類）を持参し、審査を受けてください。必要に応じて担当職員から修正事項等の指示がありますので、一度持ち帰っていただき、3(2)に掲げる提出書類について修正等を行った後、本申請（提出書類の精査提出）を行ってください。

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みはがきの記入例

官製往復はがき以下のように記入し、主たる営業所を管轄する各地方局建設部または各土木事務所に送付し、下書き審査の申込みをしてください。

〔住信部の表面〕

主たる営業所を管轄する地方局建設部または土木事務所のあて先を記入すること。

〔住信部の裏面〕

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込書

● 審査基準日（決算日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇

TEL (〇〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇

● 建設業許可番号

愛媛県知事許可（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇〇号

〔返信部の表面〕

申請者のあて先（郵便番号、住所、氏名等）を記入すること。

〔返信部の裏面〕

何も記載しないこと。

3 申請書類について

(1) 提出部数

愛媛県知事許可業者	1部	1部
-----------	----	----

(2) 提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

項目	書類名	枚数	備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別記様式第25号の14）	20001 帳票	
2	工事種類別完成工事高/工事種類別完成工事高（同様式別紙一）	20002 帳票	
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票	業種間の振り替えを行う場合に限る
4	技術職員名簿（同様式別紙二）	20005 帳票	
5	審査手数料収入証紙貼付書	本県様式	
6	工事経歴書		
7	添付書類（1～13）		11ページ以降の(8)添付書類に掲げる書類を1～13の順番に並べること
8	経営状況分析結果通知書		

※1 完成工事高の業種間の振り替えに関しては、19ページを参照してください。

※2 工事経歴書について

○許可申請時または毎事業年度終了時における変更等の届出時に、省令別記様式第2号による工事経歴書が添付されており、審査において提示等の確認が可能な場合には、提出を省略することができます。

○基礎決算の前期・前々期の工事経歴書については、今回受審する業種が前回経営事項審査を受審しているため、工事経歴の確認が当該経営事項申請書等で可能な場合は、当該申請書の提示に代えることができます。

○様式を提出する場合には、次により記載してください。（次ページの記載フロー参照）。

ア 用紙の右側に申請者名を記入すること。

イ 建設工事の種類ごとに別表で作成すること。

ウ 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。

注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載

注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

エ 上記ウに続けて、ウ以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については、10件まで記載

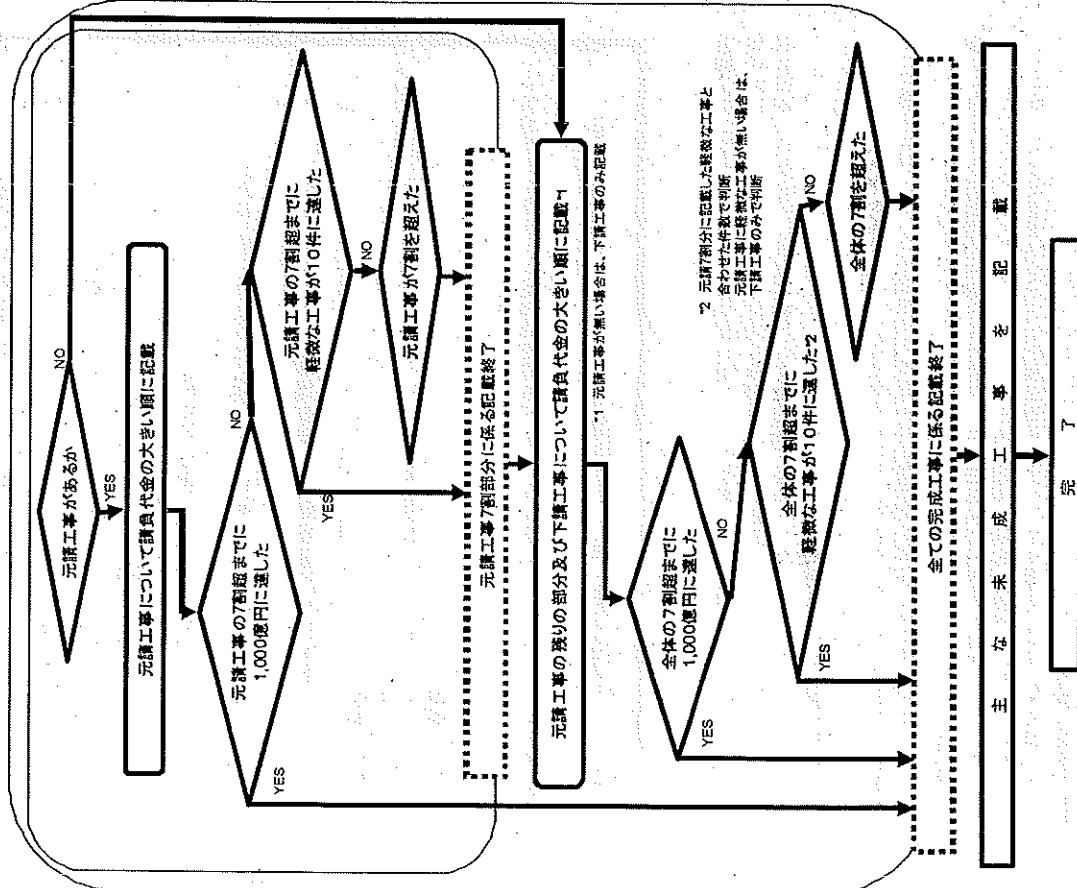
注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は、記載不要

オ 上記エに続けて、主たる完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

カ 「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」については、請負代金の額の欄にその内訳として「PC工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」の表示を行い、その金額を記入すること。

参考 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。
- ②残って、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。ただし、①・②において、1,000億円または軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。



(3) 添付書類

(2) の7に掲げる添付書類については、以下のとおりです。

【留意事項】

- ・以下の書類以外にも、窓口で審査に必要とする資料の添付を求められることがあります。
- ・「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。

(■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類)

項目	申請内容	添付書類	備考
1	[項番：41] 雇用保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□雇用保険料納入証明書 □労働保険概算・確定保険料申告書の控え(審査基準日を含む年度のもの)及び労働保険料領収通知書(審査基準日を含む期間のもの)	○
2	[項番：42] 健康保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□社会保険料納入証明書 □保険料納付領収証書(審査基準日を含む月分) ※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、金沢建設工事労働組合(健康保険組合)や全国土木建築関係労働組合等の国民健康保険に加入している場合は、「1」(適用除外)としてください。記載を要しません。 ※国民健康保険の加入証明書、健康保険の適用除外の承認書など加入を証明する書類を添付してください。	○
3	[項番：43] 厚生年金保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□社会保険料納入証明書	○
4	[項番：44] 建設業退職金共済制度 導入の有無 ⇒「有」の場合	□保険料納付領収証書(審査基準日を含む月分) ■勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部または当該本部の愛媛県支部の発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」(経営事項審査用)	○
5	[項番：45] 退職一時金制度もしくは 企業年金制度導入の有無 ⇒「有」の場合	1) 退職一時金制度導入の場合 □勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への加入を証明する書類(加入証明書) □特定退職金共済団体制度への加入を証明する書類 □その他退職一時金制度の導入を証する書面(労働基調監督署の確認印のある就業規則または労働協約) 厚生年金基金に加入している場合 2) 企業年金制度導入の場合 適格退職年金契約を締結している場合 確定給付型企業年金に加入している場合 [基金型企業年金の場合] 企業年金基金の発行する加入証明書 [規約型企業年金の場合] 資産管理運用機関の発行する加入証明書 確定拠出年金に加入している場合	○

項目	申請内容	添付書類概要	取次
6	<p>【項番：46】 法定外労働災害補償制度への加入の有無 ⇒「有」の場合</p>	<p>1) 右のいずれかの団体の労働災害補償制度へ加入している場合、それぞれの加入を証する書面（加入証明書、保険証券、加入者証書等） 2) 労働災害総合保険もしくは準記名式の普通傷害保険に加入している場合、その加入を証する書面（保険証券等）</p>	○
7	<p>【項番：49】 防災協定の締結の有無 「有」の場合</p>	<p>1) 申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合 2) 申請者が単独で防災協定を締結している場合</p>	○
8	<p>【項番：52】 「監査の受審状況」にて、「3」に該当する場合</p>	<p>「経理書類の適正を確認した旨の書類」（別記様式第2号）</p>	○

※1 受検院との防災協定である場合は、「原本の提出」を省略できます。
 ※2 加入証明書の場合は、「原本の提出」とします。
 【備考】
 建設業の監理に関する業務の取扱者は、自社が恒常的に採用している者であることが必要（本申請書の作成を外部の税理士に依頼しているだけでは該当しない）。

項目	申請内容	添付書類概要	取次
9	<p>【項番：56】 「建設機械の保有状況」にて、1台以上の該当がある場合</p>	<p>建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合において、建設機械のリース契約に関する申請書（本県様式） リース期間が当該審査基準日より1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合</p>	○
10	<p>【項番：61】 技術職員名簿に記載のない技術者の「CPD単位取得数」に係る数値を評価する場合</p>	<p>「CPD単位」を取得した技術者名簿（別記様式第4号）</p>	○
11	<p>【項番：62】 「CPD単位取得数」及び「技能レベル向上者数」に係る数値を評価する場合</p>	<p>「技術者名簿」（別記様式第5号）</p>	○
12	<p>【別紙二：技術職員名簿（2005年度）関連】 「若年労働者雇用安定法」の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合</p>	<p>「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（別記様式第3号）</p>	○
13	<p>外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合</p>	<p>「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受けなければならない。 (参考) 国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/sojitenkansu/sousa/1_6_bt_001162.html 認定内容 ①外国子会社の工事種類別完成工事高 ②建設業者及び外国子会社の自己資本の額 ③建設業者及び外国子会社の利益前税引前償却前利益</p>	○

(4) 提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

【留意事項】

- 以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求められることがあります。
- 「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。
- 「原本」欄に「原本添付」と記載したものは、(3)に掲げたものの再掲です。

(■: 必ず必要となる書類、□: 当該項目でいずれか1つで足りる書類)

項目	書類内容	提示書類	原本添付	
1	<p>【項番: 18】</p> <p>利益前税引前仮却前利益の確認に要する書類</p>	<p>1) 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■法人税申告書別表16(1)及び(2) ■損益計算書(省令別記様式第16号) ■青色申告の場合 所得税青色申告決算書 ■白色申告の場合 収支内訳書 ■損益計算書(省令別記様式第19号) <p>【厚掲】</p> <p>2) 個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について規模に係る数値を評価する場合 	<p>■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について規模に係る数値を評価する場合</p>	<p>■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社について規模に係る数値を評価する場合</p>
2	<p>完成工事高等の確認に要する書類</p>	<p>【備考】審査は次の結果通知事項に「参考値」の記載がある場合、その内容で足りれば省略可能。</p> <p>1) 前年の経営規模等評価を受けたい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■前年の経営規模等評価申請書・総合評価値請求書(地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。) ■基準決算に係る決算変更届(地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。) ■経営規模等評価結果通知書 <p>2) 前年の経営規模等評価を受けたい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■消費税確定申告書控え(第27-(1)号様式; 消費税で収受印が押印されたもの。なお、電子申請の場合は、申告書及び申告に対する「受領通知」) ■消費税及び地方消費税納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その1)) 	<p>■消費税確定申告書控え</p>	<p>■消費税確定申告書控え</p>

項目	書類内容	提示書類	原本添付	
3	<p>工事経歴等の確認に要する書類</p>	<p>□契約書、注文書・請書、発注者の証明書等</p> <p>□請負工事台帳</p> <p>□経勘定元帳</p> <p>J-Vによる施工の場合</p> <p>「工事進行基準」を採用している場合は「部分完成基準」により当該会計年度内に完成した出来高部分の実績を計上する場合、工事経歴書の添付を省略する場合</p>	<p>■高定書等の出資比率がわかる書類または分担した工事額がわかる書類</p> <p>■事業年毎毎の出来高を確定できる書類(「工事進行基準」を採用する業者にあつては、往記表(省令別記様式第17号の2)、原価計算書類等も必要)</p> <p>■決算変更届(地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)</p>	<p>■高定書等の出資比率がわかる書類</p> <p>■事業年毎毎の出来高を確定できる書類(「工事進行基準」を採用する業者にあつては、往記表(省令別記様式第17号の2)、原価計算書類等も必要)</p> <p>■決算変更届(地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)</p>
4	<p>技術職員(「技能レベリング上者数」に係る数値の評価を受けたい者を含む)が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類</p> <p>※雇用関係、健康保険及び厚生年金保険に加入していること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること</p>	<p>□雇用関係の証明(雇用契約、労働契約、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること)</p> <p>□健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること</p> <p>□源泉徴収票または源泉徴収票台帳</p> <p>■源泉徴収票または源泉徴収票台帳(基準日以前に属する月及び基準日から起算して7か月程度分)</p> <p>□出勤簿等</p> <p>□新採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合</p> <p>※源泉徴収票、健康保険及び厚生年金保険に加入していること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること</p>	<p>□源泉徴収票または源泉徴収票台帳</p> <p>■源泉徴収票または源泉徴収票台帳(基準日以前に属する月及び基準日から起算して7か月程度分)</p> <p>□出勤簿等</p> <p>□新採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合</p> <p>※源泉徴収票、健康保険及び厚生年金保険に加入していること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること</p>	<p>■源泉徴収票または源泉徴収票台帳</p> <p>■源泉徴収票または源泉徴収票台帳(基準日以前に属する月及び基準日から起算して7か月程度分)</p> <p>□出勤簿等</p> <p>□新採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合</p> <p>※源泉徴収票、健康保険及び厚生年金保険に加入していること、健康保険の被保険者であること、健康保険の被保険者であること</p>

種別	申請内容	提示書類概要
12	〔様式第5号〕技能者名簿関連 技能者数及び技能者のレベル向上の有無の確認に要する書類	審査基準日において施工中である施工体制/台帳の作成が必要な全ての工事に係る作業員名簿 能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」
	（備考） 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に該当する氏名、年齢及び職種並びに医師長、年金及び雇用保険の加入等の状況が記載された部分（作業員名簿）	

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、建設業法施行規則の一部が改正され、経営事項審査申請に関する手続に際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。
当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

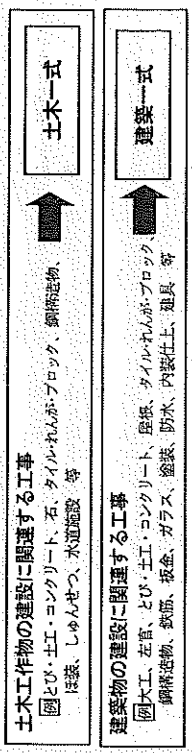
4. 特殊な申請について

国土交通省総合政策局建設業課長通知「経営事項審査の事務取扱について（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）に基づき、以下のような申請が認められる場合があります。
これらは、特殊な申請となりますので、必ず事前に窓口にて御相談ください。

- (1) 完成工事高の業種間振り替えについて
次の①・②に該当する場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。
なお、当然ながら、振り替え元及び振り替え先双方に建設業の許可があることが前提となります。また、この取扱いによって振り替えを行った場合、元の業種については完成高がゼロになるのではなく、そもそも経営事項審査を受けたことにならない（総合評定値の通知を受けない）扱いとなりますので、御注意ください。

① 一工事業以外の工事（専門工事）⇨一工事業
審査対象建設業が土木工事業または建築工事業（以下「一工事業」という。）である場合、許可を受けている建設業のうち一工事業以外の建設業（以下、「専門工事業」という。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

【一工事業へ算入できる専門工事の例】



- (注意)
○ 専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく、直前2年分または3年分をいずれか一方の一工事業に全額算入する必要があります。
○ 「とび・土工・コンクリート工事」については、いずれの一工事業にも算入できる可能性がありますが、
・ 工事の内容から判断し、土木系の工事しかない場合は土木一式に、建築系の工事しかない場合は建築一式にしか、それぞれ振り替えてきません（両方の内容の工事がそれぞれ1件でも含まれていれば、どちらにでも振り替えることができます）。
・ ただし、振り替え元の工事の完成工事高を分割して、土木一式及び建築一式それぞれに算入することはできません。

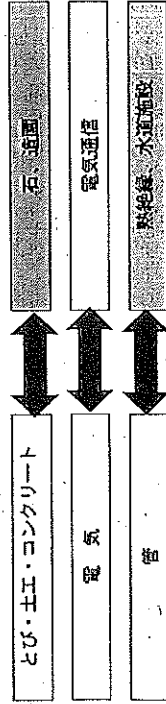
②専門工事⇄他の専門工事

審査対象建設業が専門工事である場合においては、許可を受けている建設業のうち他の専門工事に係る建設工事の完成工事高を、その性質に応じて当該専門工事に係る完成工事高に含めることができます。ただし、審査対象建設業として申出する業種は除きます。

この場合、①と異なり、専門工事の完成工事高については、年単位で完成工事高を振り替えることができます。例えば、審査対象年は振り替え、審査対象年の前年は振り替えない、ということも可能です。

具体的な業種の振り替えは、以下に示すものが考えられます。

〔専門工事へ算入できる他の専門工事の例〕



※振り替えを行う場合は、「工事種類別完成工事高付表」(様式第1号)の提出が必要となります。

(2) 実績の承継について

次の①～③いずれかに該当する場合、当期事業年度開始日の直前2年(または直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

①当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に商業登記法の規定

に基づく組織変更の登記を行った者

②いわゆる「代替わり」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に建設業者(個人に限る。以下「被承継人」という。)から建設業の主たる部分を承継した者(以下「承継人」という。)がその配偶者または2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること(やむをえない事情により連続しない場合を除く。)
- 承継人が被承継人の業務を補佐した経歴を有すること

③いわゆる「法人成り」の場合

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に被承継人から営業の主たる部分を承継した者(法人に限る。以下「承継法人」という。)であって、次のいずれにも該当するもの

- 被承継人が建設業を廃業すること
- 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

(3) 会社の合併・譲受・分割承継を行った場合の実績の承継について

次のいずれかに該当する者については、当期事業年度開始日の直前2年(または直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額に、消滅した建設業者または当該建設業の譲渡人に係る営業期間内(期間調整あり)の同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものにつき、年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。

なお、詳細な算定方法等については、窓口にて御相談ください。

●当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(または3年以内)に

- ・合併の沿革を有する者(吸収合併においては合併存続している者、新設合併においては合併に伴い設立された者)
- ・建設業を譲り受けた沿革を有する者

5 手数料について

(1) 手数料の額

「経営規模等評価」及び「総合評定値」のそれぞれに手数料が必要ですが、なお、手数料は、許可を受けている業種数ではなく、審査対象とする業種数で算出しますので、御注意ください。

※経営状況分析の手数料は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

①経営規模等評価手数料

審査対象建設業が1業種の場合は10,400円。以下、1業種増すごとに2,300円を加算した額。

②総合評定値通知手数料

審査対象建設業が1業種の場合は、600円。

以下、1業種増すごとに、200円を加算した額。

(2) 納付方法

以下の方法により納付してください。

郵便振替	現金	銀行振替
郵便局収入証紙	郵便局収入証紙	審査手数料収入証紙貼付書

※証紙は消印しないこと。

4 その他

1 虚偽申請防止対策について

平成23年1月から、以下のおり虚偽申請防止対策が強化されました。各申請者の皆様は、内容を偽ることなく申請するよう十分留意してください。虚偽申請が判明した場合、建設業法に基づく監督処分を行う場合があるほか、同法に定める罰則が適用される場合もあります。

① 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しが行われております。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みが創設されております。

② 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完工高と技術職員数値の相関分析（技術職員数値に比べて完工高が極端に大きい申請（紛飾決算の可能性がある）の抽出に加え、完工高に比べて技術職員数値が極端に高い申請（技術者の水増しの可能性がある）の抽出を新たに開始）について、最新のデータに基づいて基準値の修正が行われ、運用を強化しております。

③ 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁では、経営状況分析機関から提供される情報も活用し、適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行って参ります。

※本県においては、①による情報提供があった場合、または②の完工高と技術職員数値の相関分析により抽出された業者があった場合、窓口にて重点審査（証拠書類の原本確認・追加徴収等）を行うことがあるほか、毎年実施している立入検査指導の対象として検討しますので、御留意ください。

6 経営事項審査の結果の通知について

審査を終了したときは、申請された窓口にて、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を申請者に交付します。

なお、原則として窓口にて手交により交付しますが、その他の交付方法を希望する場合は、別途窓口にご相談ください。

7 経営事項審査結果の公表について

経営規模等評価の結果や総合評定値について、透明性の向上や公正さの確保、また、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制などの観点から、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ (<http://www7.ciic.or.jp/>) にて公表を行っております。

8 申請方法や内容等に関する各種お問い合わせについて

経営規模等評価申請に係る照会等は、各地方局建設部または各土木事務所もしくは本庁土木管理課に対してお問い合わせください（お問い合わせ先は、37ページを参照ください）。

2. 建設機械の保有状況の評価について

①評価対象となる建設機械について

地域防災への備えの観点から、災害時において使用される建設機械の保有状況について評価します。対象となる機械は次のとおりです。いずれも労働安全衛生法に定める特定自主検査記録表等により、審査基準日において正常に稼動していることを確認できることが必要となります。

評価対象	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエム、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクター・ショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8 t以上または最大積載量5 t以上の土砂等を運搬する大型自働車のうち <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車で、経営する事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの（車検証備考欄に「愛媛 建1284」等と表示） ・ 事業用自動車で、主として経営する事業の種類が建設業である旨を届け出、表示番号の指定を受けているもの（車検証備考欄に「愛媛 営1284（建）」等と表示）
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上

②所有形態がリース契約の場合の評価について

所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを予定している旨の申し出をすることが必要です。

また、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りの状況について、後日、確認することがあるほか、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りがなかった場合（廃車などのやむを得ない場合は除く。）は、虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分の対象となります。

3. 「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱い事例

審査対象技術者については、審査基準日から6か月と1日以前から恒常的な雇用関係にある者が評価対象となる。代表的な審査基準日での各該当日では以下のとおり。

審査基準日(6か月)	起算日	6か月	6か月と1日
令和2年3月31日	令和2年3月30日	令和元年10月1日	令和元年9月30日
令和2年4月30日	令和2年4月29日	令和元年10月30日	令和元年10月29日
令和2年5月31日	令和2年5月30日	令和元年12月1日	令和元年11月30日
令和2年6月30日	令和2年6月29日	令和元年12月30日	令和元年12月29日
令和2年7月31日	令和2年7月30日	令和2年1月31日	令和2年1月30日
令和2年8月31日	令和2年8月30日	令和2年3月1日	令和2年2月29日
令和2年9月30日	令和2年9月29日	令和2年3月30日	令和2年3月29日
令和2年10月31日	令和2年10月30日	令和2年5月1日	令和2年4月30日
令和2年11月30日	令和2年11月29日	令和2年5月30日	令和2年5月29日
令和2年12月31日	令和2年12月30日	令和2年7月1日	令和2年6月30日
令和3年1月31日	令和3年1月30日	令和2年7月31日	令和2年7月30日
令和3年2月28日	令和3年2月27日	令和2年8月28日	令和2年8月27日

4. 防災協定を締結する建設業者への加算措置に関するQA

防災協定の締結の有無については、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めて防災協定を締結している場合に加点していますが、詳細な事務取扱いについては、以下のQAを参照してください。

No.	Q	A
1	加点の対象を防災協定締結企業に限定するのはなぜか。協定を締結していない企業は加点するべきではないか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるので、防災協定締結の有無を加点の要件とした。
2	防災協定を締結する業者のうち、行政機関側の「特殊法人等」の範囲について、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下、「入契法」という。）第2条第1項に規定する特殊法人等」に限定しているのはなぜか。	「入契法第2条第1項に規定する特殊法人等」は、国の出費が2分の1以上又は事業運営費の主たる財源を国から得ていること等の要件を満たしており、行政機関に準ずるとみなされることによる。また、入契法適用対象外の法人は入札制度の透明性が必ずしも確保されておらず、締結する防災協定を一律に経営の加点対象とするのは馴染まないと考えられる。
3	加点対象となる防災協定は、具体的に災害時のどのような活動について定めている必要があるのか。	災害時に建設業者に求められる役割は地域によってマチマチであると思われるため、防災協定に定める具体的な活動内容についての制限は設けない（建設工事に該当しない活動でもかまわない）。災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば、基本的に加点対象となる。
4	災害時の実際の活動について、有償で行われる場合でも加点対象となるのか。	防災協定を締結する建設業者は、実際に活動しない場合でも体制を整えるなど、大きな負担を伴いながら地域に貢献しており、協定に基づいて行った活動について対価を得たとしても、その社会貢献度は高く評価すべきもの。したがって、左記のケースでも加点対象とする。ただし、防災協定そのものが事実上の評価契約や期間委託契約とみなされるような場合は除く。

5	上記4の回答で、加点对象とならない「防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合」とは、具体的にどのようなケースがあるか。	例えば協定において単価を定めているような場合は、期間委託契約の性質が強く建設業の営業そのものであるため、原則的に加点对象外とする。ただし、事務効率化等のため事前に単価を定めている場合でその単価が明らかに実費相当であるような場合は加点对象とする。また、協定締結者を入れで決定しているような場合等も加点对象外とする。
6	複数の防災協定を締結する建設業者への加点はどうか。	防災協定を締結する建設業者に対し、W ₃ 項目で一律3点の加点を行うこととし、複数の防災協定を締結している場合でも重複加点は行わない。
7	社団法人等の団体が防災協定を締結する場合の定めがあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	加点对象となる「団体」の要件について、特に制限は設けられない。法人格も必ずしも必要としない。
8	申請者が加入する団体が防災協定を締結する場合の定めはあるが、加点对象となる「団体」の範囲について、要件はあるのか。	当該団体の会員証や証明書等で申請者が団体の会員であることとを確認するとともに、団体の活動計画書や証明書等によって申請者が一定の役割を負っていることが確認できる場合については、加点对象とする。
9	今回の改正により、建設業者や業界団体から防災協定締結の申し出が増加することが予想されるが、どのように対応すべきか。	防災協定の締結については、従来どおり、各行政庁が防災対象としての実効性を基準として判断していくべきものである。今回の改正は防災協定締結の基準そのものに影響を与えない。
10	防災協定を締結する両者のうち、行政機関側の「地方公共団体」の定義は、地方公営企業法に基づく地方公営企業と締結した防災協定は加点对象となるか。	地方自治法第1条の3で規定する地方公共団体である（特別地方公共団体を含む）。地方公営企業法において、地方公営企業の管理者は「当該業務の執行に關し当該地方公共団体を代表する」こととされており、地方公営企業が締結した防災協定は、地方自治体が締結の主体であることとみなし得ることから、経営事項審査の加点对象となる。
11	協定書は変わっていないものの、地方公共団体からの要請に基づき建設業者が災害時における協力体制を整備しているような場合は、加点对象となるか。	経営事項審査はその性質上、全国一律の客観的な基準に基づいて評価する必要があるため、書面において協定の締結が確認できない場合は加点对象とならない。地方公共団体からの要請及びそれに対する建設業者の承諾が書面で行われている場合は、書面から協定の締結を確認できるため、加点对象となり得る（必ずしも「協定書」を交わしている必要はない）。

5 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について

①雇用保険加入の有無について

雇用保険とは、失業した場合の給付等を行う制度であり、労働者災害補償保険（労災保険）と合わせて「労働保険」と総称しています。

雇用保険は、1人でも労働者（パート、アルバイトも含む）を雇用していれば、事業主は被保険者に関する届出その他の事務を行うことが義務付けられますので、「審査基準日における雇用保険加入の有無」は、従業員が雇用保険の被保険者となったことに基づいての資格取得届を公共職業安定所に行っているかどうかで判断します。

なお、従業員が1人も雇用されていない等の場合には「適用除外」となります。

②健康保険加入の有無について

健康保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における健康保険加入の有無」は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことに伴っての日本年金機構または各健康保険組合への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合は「適用除外」となります。

③厚生年金保険加入の有無について

厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事務所の事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行うことが義務付けられているため、「審査基準日における厚生年金保険加入の有無」は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことに伴っての日本年金機構への届出を行っているかどうかで判断します。

なお、個人事業所で常時使用する従業員が4人以下である場合は「適用除外」となります。

5 参考様式

※各様式については、愛知県ホームページの「申請書等電子配布サービス」から入手してください。

様式第1号

工事種類別完成工事高付表

申請者

審査対象建設業	完成工事高

注) 完成工事高の業種間の振り替えについては、次のとおり記載すること。
 (1) 「審査対象建設業」には、振り替え後の完成工事高を記載すること。
 (2) 「完成工事高」には、振り替え前の各業種ごとの完成工事高を記載すること。
 (3) どの業種に振り替えたかわかるように記載すること。

様式第2号

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づき確認を行うため、
 (商号または名称) の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
 第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
 変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計
 の基準その他の企業の会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会
 計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認
 しました。

愛媛県知事 様

令和 年 月 日

商号または名称
所属・役職

氏名

以上

経営状況分析機関一覧

(2.4月現在)

経営状況分析の申請の時期及び方法等については、以下の各経営状況分析機関にお問い合わせください。

機関番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター http://www.cilic.or.jp/bunseki	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメントデータリサーチ http://www.m-d-r.jp/	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公営データベースシステム(株) http://www.wise-pds.jp/	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター http://www.kyusukei-ei-bunseki.com/	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター http://www.hmlc.co.jp/	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア http://www.netcore.co.jp/aria/bvsi/guide.html	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター http://www.mfac.co.jp/	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株) http://www.kjbc.co.jp/	山口県宇都市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) NKB https://www.nkb-nkb.com/	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株) 建設業経営情報分析センター http://www.chac.jp/	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

令和2年10月1日から

健康保険被保険者証(写)の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスキングをお願いします。

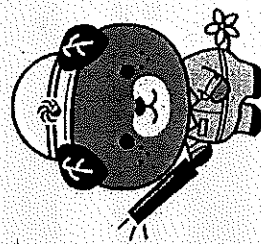
医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、一般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めめることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請(変更届等の各種届出を含む。)」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証(写)」等を出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

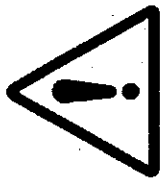
(例)

健康保険 本人(被保険者)	平成00年0月0日	マスキング
被保険者証	平成00年0月0日	マスキング
氏名	0000	マスキング
生年月日	0000年0月0日	マスキング
性別	0	マスキング
専任取得年月日	平成00年0月0日	マスキング
事業所名称	株式会社000	マスキング
保険者番号	0000	マスキング
被保険者名簿	0000	マスキング
保険者所在地	00市00町00	マスキング



四国地方整備局の大臣許可業者のみならず

＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞

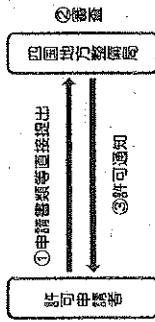


国土交通大臣許可業者の 書類提出先が変わります。

令和2年4月1日から

建設許可申請（新規・更新等）、
決算変更届等の各種届出、経営事項審査の
各種書類は、都道府県を経由することなく、
四国地方整備局へ直接郵送または持参に
より提出することとなります。

令和2年4月1日から



※詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

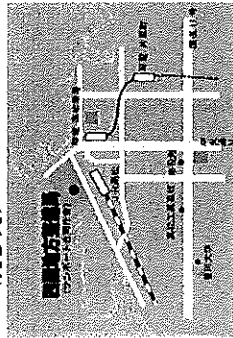
＜郵送先＞

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■ 問い合わせ先

四国地方整備局 建設部

計画・建設産業課 建設業係

☎ 087-851-8061 (代)